

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	平鹿 (鍋倉、掬・二本松、田中、伊勢堂、四ツ関、蔭沼覚町、道川、仲町・新町、豊前・田舎、沼下、林崎、蛭野、五味川、中野・中島、高野、下高口、十五野、年子狐、深間内、朴田、松ヶ峰、中山、四ツ屋、田ノ植、中清水、下藤根、石塚、蟹沢、下吉田、高口、伍口、野中、下醍醐、明沢、三島、馬鞍、金屋、沖田、樋ノ口、荒処、樽見内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月6日 (R7第1回：平鹿地域のうち中吉田地区を対象に協議の場を実施)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者の56%が60歳以上となっており、高齢化が進んでいる。</li> <li>・ほ場整備事業の実施地区については、法人化が進んでおり、集積・集約化が進んでいるが、未実施地区である中吉田地区は農地の集約化が課題となっている。</li> <li>・水稻を基幹として野菜、果樹、しいたけ等の複合経営が行われているが、労働力不足により、経営規模の拡大に限界感が強い。</li> </ul> <p>醍醐地域では、家族経営による果樹生産が多く、高齢化による規模縮小や離農により、樹園地の受け手の確保が課題となっている。</p> <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者228人(うち60歳以上128人) 法人・集落営農数 52経営体 主な作物:水稻、大豆、飼料用米、果樹(リンゴ、モモ等)、野菜(枝豆、キュウリ、ホウレンソウ、ネギほか)、しいたけ</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稻等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。</li> <li>・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指します。</li> <li>・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進します。</li> <li>・将来に自信を持って引き継げる環境を確保します。</li> <li>・中吉田地区では、ほ場整備事業を契機に、ネギ、スイカの高収益作物の導入を進める。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,057 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,929 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、農業法人)への農地の集積・集約化を進める。中山間部では、後継者の確保・育成を推進するとともに、新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。中吉田地区機構関連基盤整備事業受益農地は全て農地中間管理事業を迂回する
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。中吉田地区機構関連基盤整備事業の令和8年度採択を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。中吉田地区については、3農業法人に農地集積・集約化を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携		

【選択した上記の取組方針】

- ①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵等設置の推進により各種被害の抑止を図る。
- ②施肥、防除技術の見直しにより、有機、減農薬、減肥料栽培を拡大し、生産コストの削減と環境に配慮した生産体制の構築を推進する。
- ③農作業の省力化、効率化と農作物の高品質化につながるスマート農業の普及を図る。
- ④実需者との協議による需要に応じたこめ生産体制の確立を推進し、輸出米などの取組を進める。
- ⑤雪害防止技術の普及と廃園を抑制する取組への支援などにより、県内一の果樹産地の維持を図る。
- ⑨地域内外の畜産農家と連携し、家畜排せつ由来堆肥を有効活用するとともに、飼料作物の生産拡大の普及を図り耕畜連携を推進する。